

宿泊約款

第1条

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、特約が法令又は一般に確立された慣習に違反しないため、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとするお客様は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料金による)
- (4) a) 予約者の名前 b) 支払人の名前と連絡先
- (5) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料として当ホテルが定める申し込み金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

3. 申し込み金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第 2 項の申し込み金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申し込み金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。(宿泊保証金を必要としない特約を除きます。)

第4条

1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申し込み金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申し込み金の支払いを求めなかった場合及び当該申し込み金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条

当ホテルは、次にあげる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の確保ができないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第6条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項規定により当ホテルが申し込み金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いよ

り前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けま
す。

3. ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応
じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当
ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

4. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着
予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になつても到着し
ないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあり
ます。

第7条

1. 当ホテルは、次にあげる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行
為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の
反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予
防上必要なものに限る)に従わないとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だ
提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業

- (2) 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者にあたっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行者用小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録にそれらを呈示していただきます。

3. 登録時に旅券の確認をさせていただきます。

第8条

4. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (5) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (6) 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者にあたっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (7) 出発日及び出発予定時刻
- (8) その他当ホテルが必要と認める事項

5. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行者用小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録にそれらを呈示していただきます。

6. 登録時に旅券の確認をさせていただきます。

第9条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、平日午後3時から翌日午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じる事があります。この場合には次にあげる追加料金を申し受けます。

- (1) 12:00まで宿泊料金の20% × 人数
- (2) 12:00以降宿泊料金の100%

第10条

宿泊客は、当ホテル内において、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は施設内に掲げる通りとし、その他の施設

等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示等でご案内いたします。

(1) 当ホテルの主な営業時間は施設内に掲げる通りとします。

(2) 前項の時間は、変更する場合がございます。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

第12条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定法は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行者用小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、防火対象物点検報告制度により消防機関から「防火優良認定証」を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できるかぎり同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の賠償金を宿泊客に支払い、その賠償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できない事については、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは賠償料を支払いません。

第15条

1. 宿泊客がフロントに預けた物品又は現金並びに貴重品について、滅失、き損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは30万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失による滅失、き損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き30万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第16条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際お渡します。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき処理します。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用する場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は重過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1

宿泊料金等の算定方法(第2条第1項、第3条第2項、第12条第1項参照)
税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

内訳

清算

1. 基本部屋料金	
2. サービス料	
3. 消費税(基本部屋料金・サービス料対象)	10%
4. 飲食料及びその他の利用料	
5. サービス料	
6. 消費税(飲食料及びその他の利用料金・サービス対象)	10%

備考

1. 子供料金は小学生以下に適用し、当ホテルの定める料金とします。寝具を必要とする乳児については施設使用料として当ホテルの定める料金を頂きます。

2. 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2

別表第2 違約金
(第6条第2項関係)

契約申込人数	契約解除の通知をうけた日												
	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	10日前	14日前	30日前	60日前
6名まで ※年末年始を除く	100%	100%	50%	30%	30%								
※年末年始 (12/30~1/3)	100%	100%	80%	70%	50%	40%	30%	20%	10%				
7名~14名まで	100%	100%	80%	70%	50%	40%	30%	20%	20%				
15名~50名まで	100%	100%	100%	100%	80%	70%	60%	40%	40%	25%	20%		
51名~100名まで	100%	100%	100%	100%	100%	90%	80%	70%	70%	40%	30%	10%	
101名以上	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	80%	80%	60%	40%	20%	10%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかわりなく、1日分(初日)の違約金を收受します。
3. 団体客(7名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。

別表第2に関する補足

1%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかわりなく1日分(初日)の違約金を收受します。

特定日に関しましては、別途のお取消料が発生することもございます。

団体のご予約に関しましては、個別の契約書に基づき、上記以外のお取消料が発生する場合がございますのでご了承下さい。

利用規則

HOTEL SOLAGE OITA-HIJIでは、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第10条に基づき次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけないときは、やむを得ずご宿泊並びにホテル内施設のご利用をお断り申し上げ、かつ当ホテルが被った損害も負担をいただく事もございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。